

## 教育基本法「改正」案の廃案を求める声明

政府与党は、第 164 通常国会に提出され継続審議となっている教育基本法「改正」案を、反対や疑問の声が強いにもかかわらず、秋の臨時国会で成立させようともくろんでいる。

教育とは人間形成に深く関わる文化的営みである。その内容を法律で規定したり国家が関与したりするものではない。現在の教育基本法は国家権力の強い統制・支配下におかれた戦前の教育の反省の上に立って制定された。教育基本法では教員を「全体の奉仕者」(第 6 条)として位置づけ、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」(第 10 条)としているが、「改正」案ではこのいずれをも削除している。「改正」案は、教員が教育行政の歯車として命じられたとおりの教育を強制され、政府による無制限な介入・統制に道を開くものである。

また政府・財界は、国際競争力強化の名のもとに、日米同盟を軸に軍事大国化をはかりながら、国内では国民に痛みをしいる「構造改革」をすすめている。その教育分野での方策として、子どもたちを早い時期から選別するとともに「愛国心」などの「徳目」の教育を法の名において義務づけるために、教育基本法を「改正」しようとしているのである。一方では、憲法 9 条を変えて集団的自衛権の行使をせまる圧力が強まっており、「愛国心」の強制は「海外で戦争をする国」に忠誠を誓う人づくりをねらう動きと一体のものともなっている。このままでは再び、教え子を戦場に送り込む事態が起りかねない。

我々は、科学者が戦争に協力し、またおおくの犠牲をしいられた反省にたち、平和と民主主義を希求して、1947 年に地学団体研究会を設立した。それ以来、地域の自然を調べ、そこから学ぶ地学教育をすすめてきた。そして、子どもたちが地域の自然を学んだときの感動やよろこびを大切に、郷土を愛する気持ちをはぐくんできた。こうした我々の地学教育に対する理念は、財界や政府が頭から押しつけようとする教育とは全く相容れない。

子ども達をめぐる今日のさまざまな教育の困難は、教育基本法の「改正」では決して解決しない。現行の憲法・教育基本法に基づき、子ども達の立場に立って、真摯に教育を考えていく中でこそ解決できる。我々は、未来を担う子ども達のために、教育基本法「改正」案の廃案を強く求める。

2006 年 8 月 19 日

地学団体研究会第 60 回総会